

中小企業取引対策事業

令和6年度概算要求額 36億円（24億円）

事業の内容

事業目的

原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、中小企業の取引環境の改善のため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）の厳正な執行や相談窓口の運営、価格交渉促進月間やフォローアップ調査の実施、下請Gメンヒアリングによる取引実態の把握等を通じ、中小企業の取引適正化に取り組む。

事業概要

中小企業の取引適正化を図るために、以下の取組を行う。

（1）下請法の厳正な執行

下請法に基づく書面調査を実施するほか、法執行に必要な体制を構築

（2）下請かけこみ寺における相談対応

中小企業の取引上の悩みについて、無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」を運営

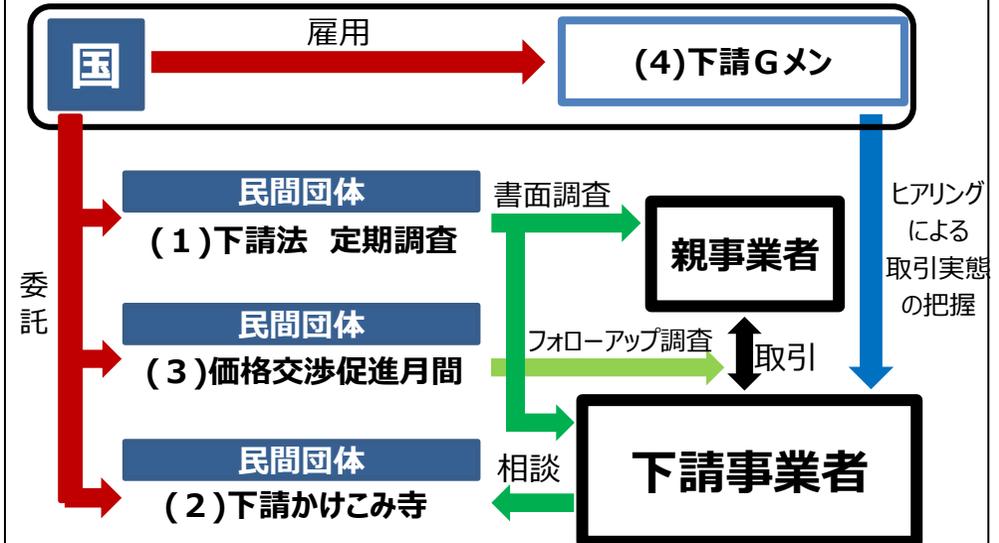
（3）価格交渉促進月間

9月と3月を価格交渉促進月間として位置づけ、フォローアップ調査を実施

（4）下請Gメンによるヒアリング調査

取引実態を把握するため下請Gメンによる中小企業へのヒアリング実施

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

短期的には、下請法違反の発見及び改善指導を行うべく、立入検査件数について年750件を目指す。また、取引実態の把握を強化すべく、下請Gメンによるヒアリングについて、年12,000回の実施を目指す。

これらの施策により、価格交渉と価格転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。